

岩内町民体育館使用料

専用使用

使用時間 使用区分		金額							
		午前9時から 午後1時まで 1時間につき		午後1時から 午後6時まで 1時間につき		午後6時から 午後9時まで 1時間につき		全日 (午前9時から 午後9時まで)	
		改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
入場料 を徴収 しない 場合	営利を 目的と しない 場合	円 1,030	円 1,100	円 1,030	円 1,100	円 1,330	円 1,430	円 12,360	円 13,200
	営利を 目的と する 場合	2,060	2,200	2,570	2,750	3,090	3,300	28,840	30,800
入場料 を徴収 する場 合	営利を 目的と しない 場合	2,060	2,200	2,570	2,750	3,090	3,300	28,840	30,800
	営利を 目的と する 場合	4,120	4,400	5,150	5,500	6,180	6,600	61,800	66,000

冬期間に使用する場合の使用料 (暖房を使用する場合)	改正前	改正後
	2割相当額加算	50%相当額加算